

「受動喫煙のない社会づくり」～5月31日は世界禁煙デー～

毎年5月31日は「世界禁煙デー」として世界保健機関 (WHO) によって定められています。また、5月31日～6月6日は厚生労働省により「禁煙週間」として定められ、たばこによる健康被害の周知や受動喫煙防止活動が行われています。

たばこは肺がん、※COPD (慢性閉塞性肺疾患) など、多くの疾患の危険因子となります。COPD は動いた時の息切れ、咳、痰などの症状が現れ、進行すると呼吸不全や心不全などの命に関わる病気を引き起こします。令和5年実施の町のアンケート調査によると、男性喫煙率 34.3%で、全国の喫煙率 16.7% (令和元年) と比較して高い状況です。この機会に禁煙にチャレンジしてみましょう。

また、改定健康増進法では令和2年4月1日より多くの施設において「屋内原則禁煙」になりました。集落の公民館においては、受動喫煙防止の取り組みにご協力いただいております。引き続き、受動喫煙のない社会づくりに向け、ご理解・ご協力をお願いします。

※COPD (慢性閉塞性肺疾患 (まんせいへいそくせいはいしつかん)) とはタバコ、粉じん、大気汚染などの有害な空気を吸い込むことによって、空気の通り道である気道 (気管支) や、酸素の交換を行う肺胞 (はいほう) などに障害が生じる病気です。



〇お問い合わせ 健康づくり推進室 (内線607)

「認知症になっても安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指して!



認知症は脳の病気で、もの忘れ (記憶の障害) やこれまでできたことができなくなる (遂行機能の障害) 等、様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態のことをいいます。全国的に高齢化に伴い、今後認知症の人が増加することが見込まれています。

認知症は早く診断し、早い段階から適切な治療を行うことで、症状の改善や進行を遅らせることができ、健康に過ごせる時間を長くすることが期待できます。

「何かおかしい?」「もしかしたら…」と気づいた

ら、できるだけ早くかかりつけ医や地域包括支援センター等の相談機関に相談し、専門家の助言を受けることが大切です。また町では「認知症になっても安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指し、認知症に関する様々な事業に取り組んでいますのでご参加ください。

【認知症の相談窓口】

地域包括支援センターは、認知症が疑われる人や介護に関する悩み、健康、生活に関する悩み等の相談窓口です。「どこに相談するのかわからない」といったお悩みも、まずはご相談ください。65歳未満で発症した若年性認知症の方の相談も対応いたします。

また地域包括支援センターには認知症地域支援推進員 (※) を配置しています。

(※) 認知症地域支援推進員とは、地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所・地域の支援機関をつなぐ役割を担い、認知症の方やその家族を支援します。

【認知症に関する事業】

- ・介護予防教室
- ・認知症サポーター養成講座
- ・もの忘れ相談、成年後見制度相談会
- ・認知症カフェ事業
- ・認知症初期集中支援チーム事業
- ・徘徊高齢者おかえり安心登録事業等

〇介護や認知症に関する相談、事業の詳細に関するお問合せ先 地域包括支援センター (内線602)

令和6年度から令和8年度までの介護保険料

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送ることができるように、社会全体で支えていこうという仕組みです。

第9期 (令和6～令和8年度) 介護保険料基準月額 **6,200円**

第9期介護保険料の所得段階及び年間保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 または前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.285	21,200 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.458	36,000 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円超の方	基準額 × 0.685	50,900 円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.9	66,900 円
第5段階 基準段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	基準額 × 1.0	74,400 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.2	89,200 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.3	96,700 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.5	111,600 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額 × 1.7	126,400 円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額 × 1.9	141,300 円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額 × 2.1	156,200 円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額 × 2.3	171,100 円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	基準額 × 2.4	178,500 円

※年間保険料額は 100 円未満切り捨てとします。

〇お問い合わせ 健康福祉課医療介護保険室 (内線604)